

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画の趣旨
- 2 地域福祉とは
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 計画策定の体制
- 6 第3期計画の取り組みと今後の課題

1 計画の趣旨

少子高齢化や核家族化等の進行、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く状況が大きく変化するなか、生活課題が多様化・複雑化し、高齢者・子育て世代・障がい者といった、対象に応じたサービスだけでは対応しきれない制度の狭間の問題が顕在化しています。

また、虐待や暴力、自殺、ホームレス、ダブルケア※・ヤングケアラー※、8050問題※、老老介護・認認介護※、ごみ屋敷など様々な生活課題も発生しています。青少年や中年層においても生活不安とストレスを抱える人が増え、子育て家庭の孤立、引きこもりや児童虐待の増加など新しい社会問題も発生しています。

このような背景から、地域のことを一番よく知っている地域住民の皆さまが、行政と一緒に地域の課題を解決していくことが大切であり、地域の皆さまの主体的な関わりと協力が重要です。地域の皆さまで共に支え合う仕組みを整えるとともに、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するため、これまでも「国東市地域福祉計画」（平成20年度～24年度）、「第2期国東市地域福祉計画」（平成25年度～平成29年度）及び「第3期国東市地域福祉計画」（平成30年度～令和4年度）を策定しさまざまな施策を展開してきたところです。

国は、複雑な問題や制度の狭間の問題に対応すべく、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げています。

市としても「地域共生社会」の実現に向け、家庭や地域住民、社会福祉協議会、民生委員児童委員、福祉サービス事業者、ボランティア団体、NPO等、地域に関わるさまざまな担い手と行政とが連携し、地域における生活課題を解決する取り組みを進めていく必要があります。

本計画は「第3期国東市地域福祉計画」が令和4年度に終了するにあたり、社会状況の変化や地域ニーズの多様化、地域共生社会の実現に向けて必要な見直しを行い、「第4期国東市地域福祉計画」として策定するものです。

※ダブルケア：近年の晩婚化・晩産化等を背景に、育児期にある世帯が子育てと親の介護を同時に抱えている状態をいいます。

※ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。

※8050問題：80歳代の高齢の親と、無職独身の子どもが同居する世帯が、社会的孤立を深めることで必要な支援につながらない問題をいいます。

※認認介護：高齢の認知症患者の介護を同じく認知症である高齢の家族が行うことをいいます。

2 地域福祉とは

「地域福祉」とは、私たちが共に暮らすこの地域において、安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域課題の解決に取り組む考え方を指します。

私たちが暮らすこの地域は、急速な少子高齢化と人口減少の状況下にあります。その中で展開されている「福祉」には、介護保険サービス、子育て支援や子どもたちの健全育成、障がいのある人への支援といった実にさまざまな側面があります。それらサービスの提供や支援については、社会福祉制度に基づく行政サービスの一環として実施されるものに加え、地域ボランティアや福祉サービス事業者などが、その大きな担い手として活躍しています。

私たちは、生きている限り、年をとることは誰もが避けられないことであり、また、子育てや事故、病気で手助けを必要とする場合も多々あります。このように考えると、「福祉」はある特別な人たちを対象としたものではなく、生活のさまざまな場面で誰もが「福祉」に関わって生きていると言えます。

今後、少子高齢化のさらなる進行や近所づきあいの減少、景気の伸び悩みなどが私たちの暮らしに大きな影響を与え、さまざまな課題がさらに増えていくことが予想されます。こうした課題に対し、地域に暮らす人々が相互に助け合う関係性を構築し、地域に関わるすべての人が行政や専門機関と協働し、支援を必要としている人を支えていく地域福祉の新たな仕組みづくりが重要となっています。

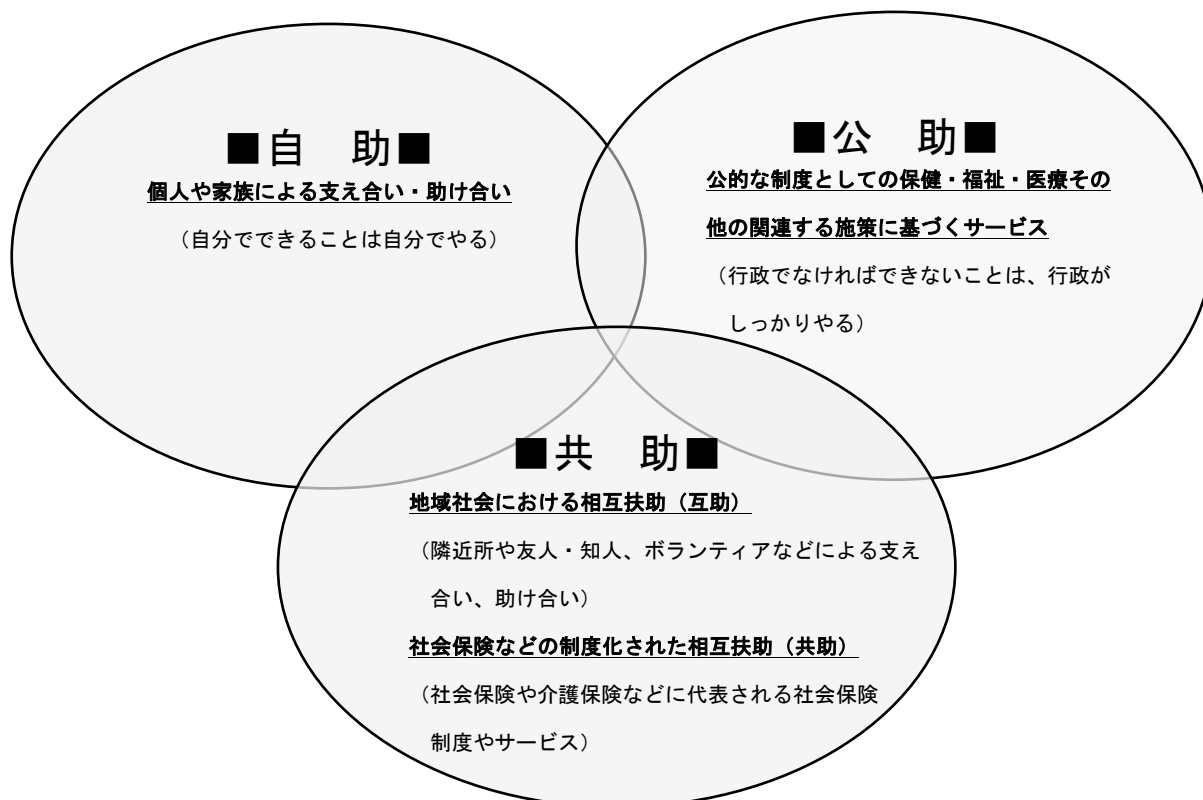
【地域の役割】

地域課題の解決にあたっては、地域ごとに内容がさまざまであり、地域の実情に応じた多様な対応が必要です。また、日常生活に密着したものであり、きめ細かな個別の対応が必要です。全市的に統一した公的な福祉サービスのみならず、各地域において、市民が行政との協働・役割分担のもとで主体的に課題の解決に取り組み、「地域の助け合いによる福祉」で対応することが効果的であり、今後は地域でできることは地域でという考えが加速していくものと考えられています。

＜地域福祉の向上に向けた3つの助け＞

じじょ 自助	個人や家族による支え合い・助け合い (自分でできることは自分でやる)
きょうじょ 共助	地域社会における相互扶助(互助) (隣近所や友人・知人、ボランティアなどによる支え合い、助け合い) 社会保険などの制度化された相互扶助(共助) (社会保険や介護保険などに代表される社会保険制度やサービス) ※本計画では、互助・共助を併せて広義の「共助」として位置づけます。
こうじょ 公助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス提供 (行政でなければできないことは、行政がしっかりやる)

<「自助」「共助」「公助」のイメージ>



3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。本市では、第2次国東市総合計画に基づき各種施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

このうち、保健福祉施策の推進にあたっては、保健福祉関係個別計画を策定し、積極的な推進を図っています。これらの個別計画は、法律や制度に基づき策定されるもので、実態調査やニーズ調査等を踏まえ、対象者ごとに捉えたものです。

一方、地域福祉計画は、「地域」という広い視点から地域生活の福祉課題の解消に向けて、各種個別計画と調和を保ちながら、地域住民主体のまちづくりや幅広い地域住民の参加を基本として、市民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目標とします。

4 計画期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との調和を保つため、必要に応じて見直しを行うものとします。

改正社会福祉法より抜粋（令和3年4月1日施行）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるものとし、その内容を公表するよう努めるものとする。

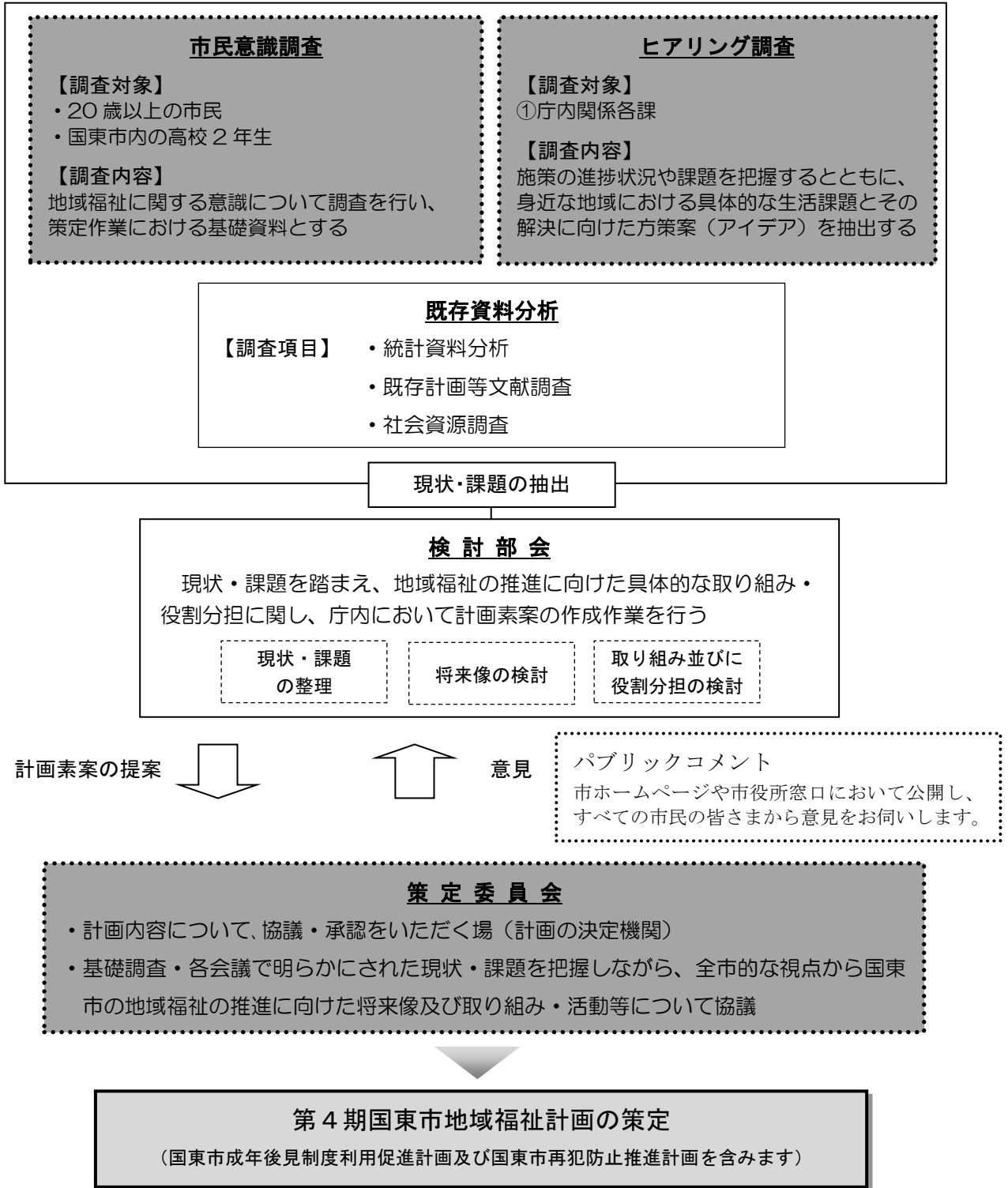
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

保健福祉関係個別計画

年度	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8	9
西暦	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
第2次国東市総合計画									第3次国東市総合計画				
第2期地域福祉計画			第3期地域福祉計画					第4期地域福祉計画					
第6期介護保険事業計画 及び老人保健福祉計画			第7期介護保険事業計画 及び老人保健福祉計画			第8期介護保険事業計画 及び老人保健福祉計画							
子ども・子育て支援事業計画					第2期子ども・子育て支援事業計画								
第2期国東市障がい者基本計画				第3期国東市障がい者基本計画									
第4期 国東市障がい 福祉計画			第5期 国東市障がい 福祉計画			第6期 国東市障がい 福祉計画							
			第1期 国東市障がい児 福祉計画			第2期 国東市障がい児 福祉計画							
国東市 健康づくり計画 (平成20年度～)			第2次国東市健康づくり計画										
第2期地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)				第3期地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)									

5 計画策定の体制

計画策定にあたっては、策定委員会及び検討部会を組織して内容の協議を進めました。



※ [Dotted Box] は、住民参加による策定プロセスを示す

6 第3期計画の取り組みと今後の課題

平成30年3月に策定した第3期国東市地域福祉計画では、基本理念の実現に向けて「人の和が 地域の輪となる 福祉の里づくり」をキャッチフレーズに掲げ、3つの基本目標と10の施策の柱を設定しました。その設定に沿って、地域福祉を推進する具体的な取り組みを自助、共助及び公助に役割分担し実施してきたところです。第3期計画における行政の取り組みと今後の課題等について、主なものを次のとおり整理しました。

(1) 基本目標1 気軽に地域福祉活動に参加できる環境づくり

①地域交流の場づくり

- 週一元気アップ教室は、高齢者が気軽に集い交流できる機会を提供しました。
- 元気高齢者健やかサロン事業の推進は、コロナ禍の影響により、活動を自粛している地区もありますが、地域住民とのふれあいを通し、閉じこもりの防止、生きがいづくり、社会参加の促進及び介護予防の推進・向上が図れました。
- おれんじのれん（認知症カフェ）は、認知症の本人やその家族等がつどい、交流が図れる場として市内2カ所（国見・武蔵）で開催しました。
- 認知症家族支援プログラム（講座）及びつどいは、認知症の人と家族の会に委託し、家族支援プログラム及び家族のつどいを開催しています。介護の困り事等をお互いに意見交換しながら介護経験者や専門職等から助言をもらい認知症への学びを深めるとともに仲間づくりの場にもなっています。
- 各種公民館事業の推進は、学習の場として安心して公民館施設を利用できるよう、手指や備品の消毒等、コロナ感染対策に努めながら実施しています。高齢者学級のように定期的な学習会を控える講座もありますが、人数制限や屋外実施などの手段をとり、可能な範囲で学習機会を提供できるよう努めています。
- 障がい者・高齢者向けの図書宅配サービス事業は、利用者に月2回、図書館資料の貸出及び返却を行っています。令和2年3月から5月まではコロナ禍の影響により図書館臨時休館のため宅配を中止していましたが、令和2年5月末から再開しました。

②ユニバーサルデザイン*・バリアフリーのまちづくり

- 生活路線運行補助事業については、市民の日常生活に必要な生活路線の運行の維持を目的として、運賃のみでは運営が困難なバス路線に対し、赤字補填としての補助金を交付しており、令和3年度現在、市内を運行する26系統が対象となっています。
- コミュニティバス・タクシー運行事業については、交通空白地域の解消を目的として、民間路線バスの運行がない地域において、各旧町の中心部と谷あいを結ぶ定時定路線

のコミュニティバス（20路線）とコミュニティタクシー（6路線）を運行していません。

- 路線バス利用促進事業については、民間バス会社専用の回数乗車券を購入した方に無料で3,000円分の利用助成券（回数券）を差し上げることで、路線バスの利用促進を図っています。また、路線図と時刻表を組み合わせた総合時刻表を作成し、市民へ全戸配布を行い公共交通の利用促進及び広報周知を図っています。
- 精神障がい者交通費については、障害者手帳の公共交通機関の割引と重複するため、タクシーチケットでの交通費一部助成は廃止しています。
- 建築物、道路、公園等新設する場合には、それぞれバリアフリー化基準への適合が義務づけられていることから、各部署においてバリアフリー化に努めました。

③福祉意識の醸成

- 精神障がい者くにさきフォーラムの開催については、コロナ禍の影響により令和2年度は視聴型開催、令和3年度は中止とし、代替の啓発事業としてケーブルテレビでの概要説明を実施しました。令和4年度は会場とWEBでの開催形式により実施しています。
- 地域福祉に関する啓発活動の推進については、ここ数年コロナ禍の影響により出来ていませんが、規模を縮小し「大分県地域福祉推進大会」への参加や功労者表彰等を行いました。また、「国東市福祉のつどい」で功労者表彰等を行い、啓発に努めています。
- 人権講座・人権講演会の開催については、差別のない「人権のまちづくり」実現に向け、人権に関する講座や講演会を開催しましたが、コロナ禍の影響により、開催できなかった講座や講演会もありました。主な取り組みとして、人権フェスティバル、身になる人権講座、PTA講演会を実施しました。人権フェスティバルは4会場で100%実施、身になる人権講座は年5回のうち平均で3.4回の実施、PTA講演会は、年約13回のうち平均で12.8回の実施をしました。3つの実施状況の平均は、9割弱でした。
- 地区人権学習会の開催については、開催予定数約138地区の内、平均で107（8割弱）地区で開催しました。
- 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みについては、毎年講演会を実施していますが、令和2年度・3年度についてはコロナ禍の影響により実施できませんでした。
- 学校における人権教育やいじめ防止の取り組みについては、①教育課程に人権教育を位置付けています。公開授業や講演会等を通して保護者啓発にも取り組みました。②「hyper-QU（集団づくりに役立つアンケート）」を年2回実施し、分析を通して、いじめなどの早期発見・未然防止に取り組みました。③各学校でいじめ防止の基本方針を策定し、方針に基づく取り組みを行いました。

※ユニバーサルデザイン：P60 参照

【基本目標1における課題等】

- 令和2年2月からコロナ禍の影響により、地域の集まりや市の取り組み・事業などが実施できない時期もあり、地域での交流の機会が減少しています。
- 障がい者団体の構成する主要三団体の活動が高齢化等の理由により縮小しています。
- 介護予防に資する取り組みをより効果的に実施するため、サロン団体にアンケートを実施し、補助金の交付要件等について、見直しを行います。
- 体操やレクをして多くの地域の方を巻き込んで活動している団体もあれば、特定の趣味活動をする団体もあり、限られたメンバーしか参加していない状況がみられます。
- 生活路線運行補助事業については、市内を運行する路線バスの利用者数は減少傾向にあり、運賃収入のみでは事業の継続が困難となっており、市の財政負担は増加傾向にあります。一方、自家用車を運転しない高齢者や児童・生徒にとっては、路線バスは重要な移動手段であり、持続可能性が課題となっています。
- コミュニティバス・タクシー運行事業については車両と運転手不足から週に1日1往復又は1.5往復の運行となっており、利便性が低いことが課題となっています。また、近年、利用者数の減少傾向に歯止めがかからない状況となっています。
- 路線バス利用促進事業については、回数乗車券と利用助成券の広報周知の仕方を工夫する必要があります。利用は増加傾向にありますが、利用することで、実質半額で路線バスを利用することが可能となるため、潜在需要の掘り起こしが必要です。
- 精神障がい者交通費助成事業については、タクシーチケットによる交通費の一部負担の廃止により、今後は、その他交通手段に係る情報提供を行っていく必要があります。
- 既存の公共施設のバリアフリー化については、今後の施設活用を見据えた対応となるため、検討を要します。
- 大分バリアフリーマップへの情報提供については、施設等の機能充実等変更があった場合のフォローアップができないことが課題となっています。
- 精神障がい者くにさきフォーラムの開催は、例年旧町ごとに輪番で開催してきましたが、コロナ禍の影響によりここ3年間は中止または市全体を対象にした開催形式となっています。
- 人権講座・人権講演会の開催について、身になる人権講座の開催数が、コロナ禍の影響を特に受けており、完全に開催できなかった年度もあります。近年は、オンライン配信も併用する等の手段もとっていますが、開催を控えなければならないと判断する場合もありました。
- 地区人権学習会の開催について、参加人数の制約をする等の工夫をしながら、開催をお願いしていますが、開催は地区の判断であるため、地区ごとに差異が生じました。
- 地域福祉に関する啓発は、区長をはじめ地域のリーダーを育て地域でいろんな取り組みが広がるようにしていきます。
- 男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、コロナ禍の影響により、令和2年度・3年度と講演会が開催できなかったことより、今後同じような状況時にどのように対

応するか検討する必要があります。

- いじめの認知件数は県・全国値と比較すると多いが、いじめ解消率も高い状況です。引き続きいじめの早期対応と集団づくりによる未然防止が求められます。

(2) 基本目標2 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

①情報提供の充実

- 高齢者福祉サービスに関する情報提供の充実については、関係部署や関係機関と情報共有及び機能体制・構築を目標に重層的支援体制整備移行準備事業を令和5年度から開始するように検討していきます。
- 障がい福祉サービスに関する情報提供の充実については、各種事業のパンフレットの配置や広報誌等でのお知らせを行いました。また、本庁と安岐総合支所に手話通訳を配置し、情報提供や意思疎通を図り、障がいのある人への利便性向上に努めました。
- 子育て支援サービスに関する情報提供の充実については、広報や子育て支援サイト「ひなたぼっこ」を通じて情報提供に努めました。
- ボランティア活動に関する情報提供の充実については、社協だより等を通じてボランティア情報の発信等に努めました。

②相談支援体制の整備

- 地域包括支援センターの機能強化については、3職種（主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士等）の配置はできていますが、ケアマネジメントを行うケアマネジャーの人員不足があります。
- 地域子育て支援センター事業については、市内4カ所で実施しています。2カ所は直営、2カ所は民間委託にて実施しました。
- 障がい者相談支援事業の充実については、市内2事業所と連携を図り、サービスの情報提供や各種アドバイスを行い、障がいのある人やその家族が安心して生活できる環境の提供に努めました。
- 発達障がい児相談支援事業の充実については、市内の事業所と連携し、巡回支援専門員を派遣し、対象児の早期発見や従事者への支援等に努めました。また、保健師、学校、幼稚園、保育所、相談事業所と連携し、発達検査受診に対する支援を行いました。
- 生活困窮者自立支援制度の推進については、生活困窮者に対して窓口相談を実施し、必要に応じて関係機関や団体と連携しました。
- 健康に関する訪問や相談の充実については、市民や関係機関からの相談に応じ、他機関等と連携して対応しました。また、健康や疾病に関する相談会等においては、こちらの相談窓口を広く周知し、相談に応じました。
- 乳児家庭全戸訪問については、平成30年に母子の総合相談窓口として、国東市子育て世代包括支援センターを開設しています。中でも乳児家庭の全戸訪問では母子の健康状態を確認し、各種相談に応じました。
- 地域ケア会議の充実については、専門職の助言を取り入れた個別事例の検討を行い、状態改善、維持・重度化防止に取り組みました。
- 障がい者地域自立支援協議会の充実については、自立支援協議会の各部会で、地域課

題の洗出し、就労問題、災害時の助け合い、医療的ケア児への対応などをテーマに課題の改善解決に取り組みました。

- 要保護児童対策地域協議会*の充実については、要保護児童対策協議会の開催を定期的に行い、要保護児童に対する支援を行いました。

③サービス利用者の権利擁護

- 成年後見制度*の普及と利用促進については、国東市・豊後高田市・姫島村の2市1村で豊後高田市社会福祉協議会に委託し、広域型の権利擁護センターとしてくにさき半島地域成年後見支援センターを設立し、親族申立支援、市民後見人育成等成年後見制度の普及啓発ができました。日常生活自立支援事業からの制度移行も市と連携し、市長申立て要請にスムーズにつながることができました。成年後見制度利用促進基本計画については、第4期地域福祉計画の中に盛り込めるよう、市民アンケート調査に関連質問を入れました。判断能力が不十分な方が、安心して暮らしていくために関係機関の連携と円滑な制度利用で権利擁護に努めました。
- 日常生活自立支援事業については、利用者数は平成30年4月が7名で令和4年11月が25名と年々増加しました。各種関係機関の認知度アップや連携ができていたと思われました。主な相談は地域包括支援センターや相談支援事業所となっていました。
- 福祉サービス利用者への苦情解決制度の周知については、介護サービス開始時に利用者へ苦情解決制度の説明をし、事業所と利用者との解決に繋げました。また、福祉サービスを利用するうえで問題が発生すれば事業所と利用者の解決に向け取り組んでいます。
- 福祉サービス事業者に対する苦情解決の啓発については、介護サービスの利用契約時に苦情相談窓口として国保連合会、県、市に申し立てができ、情報公開をしています。利用者がサービスを適切に利用できるようにホームページ上から苦情受付が可能となっています。関係課は適切に処理を行いました。

④福祉サービス事業者の育成

- 多様な福祉サービス事業者の参入促進については、共同生活援助事業所が2事業所、放課後等デイサービス事業所が3事業所、児童発達支援事業所が1事業所の参入がありました。
- 福祉サービス事業者の質の向上については、計画に入れていましたが、実施できませんでした。

【基本目標2における課題等】

- 子育て支援サービスに関する情報提供の充実について、子育て支援サービスの利用者には広報等で情報提供ができていると考えていますが、対外的に本市の子育て制度は充実しているというPRが足りないと言われていています。機会を見つけてPRに努めます。

- ボランティア活動に関する情報提供の充実について、社協だよりは年4回なのでネットワークの良い情報発信ができないことが課題となっています。SNS等の新たな情報発信ツールの構築をする必要があります。
- 地域包括支援センターの機能強化について、年々高齢者の相談が複合化・複雑化しており対応するにあたり、キーパーソンの不在等で、他部署との連携や長期的な支援を必要とする等支援に要する時間・期間が増え業務量増加に繋がっています。
- 乳児家庭全戸訪問について、多様化する子育て環境に応じて、引き続き妊娠・出産・育児と切れ目ない支援を継続していく必要があります。
- 発達障がい児相談支援事業の充実については、児童発達支援サービスの利用者が平成30年度を境に急激な増加傾向を示しています。
- 生活困窮者に対する支援については、相談窓口の周知や他機関への連絡調整が必要と考えられます。
- 地域ケア会議の開催について、検討する個別ケースの提供や抽出が難しく、開催予定の会議が中止することがありました。
- 障害者自立支援協議会の開催内容等を充実させ、多様化・複雑化する課題等で解決に至らないさまざまな問題に対し、今後も取り組んでいく必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会※の充実について、近年、家庭相談員が頻繁に変わるため、継続しての児童支援が不十分な面があります。現在も家庭相談員が欠員であり、支援体制が不十分となっています。
- 成年後見制度の普及と利用促進について、国東市では3士会（弁護士、司法書士、社会福祉士）が少なく地元で受任できる方が少ないために、豊後高田市社会福祉協議会に受任していただいています。本市からの受任件数は、10件を超えておりこれ以上の受任が難しい状況となっています。本市での市民後見人の育成や法人後見を実施する必要があります。また、現在2市1村で委託している「くにさき半島地域成年後見支援センター」が、豊後高田市社会福祉協議会より協定の解消の申し入れを受け、令和5年度末でなくなります。今後、国東市で制度利用を必要とする方々の受け皿作りや相談・助言を受ける仕組みづくりが必要です。
- 日常生活自立支援事業について、多種多様な方の利用があります。特に知的障がい者、精神障がい者支援は、定期訪問だけでの金銭管理に限界がある場合があり、日々の生活と連動した他機関等の協力が必要になります。また、身寄りがない方の死後事務等の制度外の支援も必要になります。

※成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

※要保護児童対策地域協議会：P71 参照

(3) 基本目標3 支え合い・助け合いの地域づくり

①地域の連携体制の構築

- 地域ふれあいネットワーク会議の支援については、コロナ禍の影響により、ネットワーク会議実施地区においても集まったの会議・情報共有ができにくい状況がありました。
※令和4年度の設置率は73.2%（109地区/149地区）
- 緊急通報システムの利用促進については、前年に比べ設置者数は多少減少しています。高齢者の設置基準を明確にし、対象年齢を拡大して事業推進した結果、必要な人に設置できています。
令和3年度はコロナ禍の影響により、新規設置や保守点検が遅れることもありました。
- 地域支え合い活動支援事業の展開については、コロナ禍の影響により、新規立上げ地区の介入が滞っています。アプローチ地区5地区を取り組んでいます。【①来浦地区：WEBサイト参画、弁当宅配事業（簡易ニーズ調査を実施）②富来地区：マルシェ協働、訪問型B実施（松原地区）③西武蔵地区：WEBサイト参画、訪問型B実施（富永地区）④南安岐地区：WEBサイト参画、スマホ教室、訪問型B実施（大添地区）⑤朝来地区：WEBサイト参画、スマホ教室、訪問ニーズ調査】
- 地域支え合い活動支援事業の生活支援サービスの充実について、地域支え合い推進員及び協議体の設置を勧めるとともに、生活支援の観点だけでなく地域活性化の観点も必要な状況下で令和2年度から地域支援サポーターを配置・連携し取り組みを勧めています。更にコロナ禍においても、各地域が情報共有できる「国東つながる暮らし」共通WEBサイトを令和3年度に開設し推進しています。取り組み内容は、①から③のとおりとなっています。
 - ①高齢者を支援の担い手となるよう養成し、支援の場につなげるため地域イベントを開催し、担い手の発掘を行いました。
 - ②生活支援サービスの提供主体として、多様な主体のネットワークを構築するため、地域協議会社会資源一覧表を作成し、専門職との連携ツールを構築しました。
 - ③支援を必要とする高齢者のニーズに合ったサービスを提供するため、令和3年度ちよいかせ助成金を創設し行政区単位でも生活支援に取り組める仕組みを構築し新たに3行政区が取り組みを行いました。
- 認知症高齢者等見守り・あんしんネットワークについては、平成26年度に認知症高齢者等見守り・あんしんネットワークを立ち上げ、令和3年度末現在、協力機関として市内60事業所と協定を終結し、日頃の情報提供や行方不明時に可能な範囲で捜索協力いただき早期発見・保護につなげる体制整備を行い活動しました。また早期発見・保護に繋げるため行方不明となる恐れのある認知症高齢者等の事前登録も行いました。
※令和3年度実施状況 ネットワーク稼働件数－5件 新規事前登録者数－22名（延べ登録者数 120名）

-
- あんしんボタン（救急医療情報キット）の利用については、民生委員児童委員の協力を得ながら継続して取り組みました。民生委員児童委員の定例会や各種研修会で取り組みの意義を説明し、変更内容がないか、対象者への定期確認も行いました。
 - 民間事業者と連携する見守り体制の推進については、令和2年3月まで、大分県孤立ゼロ社会推進プロジェクトに取り組んでいましたが、コロナ禍の影響により中断せざるを得ない状況となり、現在は、県主催の事業で開催されていません。郵便局や宅配業者の配達時の見守りや金融機関での見守りを実施する準備を進めました。
 - 地域健康づくり活動組織の充実については、保健推進委員や食生活改善推進協議会、愛育班、子育てボランティアなど地域の健康づくり活動組織を支援しました。
 - 民生委員児童委員活動の支援については、社協と連携して毎月1回の定例会を開催し5地区すべての地区民児協で取り組みました。しかし、コロナ禍の影響により出来ない時期もありました。令和元年と令和4年の12月に民生委員児童委員の改選時期に、各種研修会を実施し各種活動の充実を図り、地域の中で十分な役割を果たせるようスキルアップに努めています。また、訪問活動時に相手のニーズに添うような資料を準備し訪問しやすくなるよう努めました。日々の活動の負担軽減を図ることで、人材確保に向けた取り組みをしました。
 - ファミリーサポートセンター事業*の推進については、ファミリーサポート事業により実施しています。会員数も予定していた人数を確保しました。また、事業のコーディネーターを1名配置（会計年度任用職員）しました。
 - 無料法律相談会の開催については、減少傾向ではありましたが平成30年度から相談件数が増えてきました。特に土地や相続に関する内容が増えてきました。アンケートの結果は利用に対して満足している内容が多く、今後も同様の相談会を継続していきます。

②地域の防犯・防災体制の整備

- 防犯灯設置事業については、令和4年度に要望のあった33基を全て設置しました。今後とも夜間不特定多数の人が通行する市道等で、防犯上不安のある場所については区からの設置要望を受け、現地確認を行い必要に応じて防犯灯を設置します。
- 消費生活相談の充実については、国東市消費生活センターは、悪質商法・契約トラブルなど、消費生活に関しての相談業務を行いました。また、消費者トラブルを集約しながら、消費者トラブルに巻き込まれないために、正しい知識を身につけていただくよう啓発にも力を入れました。
- 区長・防災士合同研修会の充実について、大分県防災アドバイザーによる「区長・防災士合同研修会」を国見町・国東町・武蔵町・安岐町の4カ所で開催しました。
- 防災・減災に向けた啓発については、令和4年9月4日（日）に市内一斉の「防災避難訓練」を実施しました。また、最新の防災ハザードマップ・カラー80頁）を全戸配布するとともに出水期前には市報や市ケーブルテレビ等で防災啓発を行いました。

- 福祉避難所^{*}の整備については、平成30年度、令和3年度に補助事業により備品（防災倉庫、間仕切り、簡易トイレ、毛布、発電機、簡易ベッド、マット、ラップ式トイレ、投光器、コードリール等）を購入しました。避難訓練については、コロナ禍の影響により、施設側の実施が困難なことから、取り組みができませんでした。
- 避難行動要支援者の支援体制の充実については、令和3年5月に個別避難計画の作成が市町村の努力義務となり、専門職の研修やモデルでの作成を福祉専門職と実施しました。令和3年度から避難行動要支援者の要件見直しを検討し、避難計画が必要な方の名簿作成に取り組みました。

③ボランティア活動の推進

- ボランティア活動への支援及びボランティアコーディネート機能の強化については、社協だより等を通じてボランティア情報の発信等を行いました。ホームページのリニューアルを行い見やすくしました。ボランティアグループの把握は23団体から40団体に大幅に増やすことができました。
- ボランティア活動に取り組む人材の育成については、傾聴ボランティアに対するニーズがあり募集や研修を行いました。コロナ禍の影響により活動が行えず休止状態となっています。

※ファミリーサポートセンター事業：P82 参照

【基本目標3における課題等】

- 地域支え合い活動支援事業について、優先地域の選定として、高齢化率が、50%を超える小規模集落を抱える中山間地域や、生活していく上での困りごとを多く抱える地域を選定しています。
 - ・地域づくりの母体となる住民組織又は人材発見が課題。
 - ・コロナ禍の影響により、市内実践地区においては、高齢者の集まる活動（カフェ・食事会）が長期間休止し、地域支え合い協議会スタッフのモチベーション低下等の影響により、担い手不足及び後継者の課題等が生じています。
 - ・他地区での支え合い活動を拡げるためには、地域支え合い推進員等を含めたマンパワー不足がある中で、デジタル機器を活用したコミュニケーションツールの導入が不可欠ですが、シニア層の方々は、デジタル機器に抵抗感があります。
- 認知症高齢者等見守り・あんしんネットワークの推進について、行方不明者発生時の警察への通報の多くが、夕方になってからとなっています。早期発見・早期保護の為に、より早い時間で通報が行えるよう、事前登録申請時に周知を徹底していく必要があります。行方不明者の多くは事前登録をしていない人であるため、制度等について広報等を活用し周知していく必要があります。
- あんしんバトンの利用促進について、民生委員児童委員の地域の見守りを必要としている方が、病院等へ緊急搬送された場合に、消防本部含め市の行政機関は、個人情報問

題から入院先や症状を教えられない状況です。しかし、バトンを持っている方の情報は、共有してもらいたいとの意見が民生委員児童委員からあり、今後どのような方法ができるか検討する必要があります。

- ファミリーサポートセンター事業の推進については、令和2年度からコロナ禍の影響により、本来の活動が出来ませんでした。しかし、ファミリーサポート会員は順調に確保できていますが、マッチングが上手くいき利用に結びつくケースと結びつかないケースがあります。制度的に援助会員は、働いていて日中の融通が利かないか、仕事を引退しているが運転に自信がない、体力的に活発な児童の預かりが心配などの問題を抱えています。
- 民生委員児童委員活動の支援について、委員の人材確保の面で令和4年度は119名中2名が推薦できておらず、今後、区長と協議しながら早期に新任委員の選出を進めていきます。
- 無料法律相談会の開催について、他機関の法律相談と連携し、生活課題の解決にむけて取り組みを強化していきます。
- 消費生活相談の充実について、相談内容が広範化・複雑化しており、市民が消費者トラブルに巻き込まれないように消費者教育の充実を図る必要があります。
- 区長・防災士合同研修会の充実について、自主防災組織の長である区長と防災士との更なる連携が必要と思われます。
- 防災・減災に向けた啓発について、コロナ禍の影響により、今後を見据えた防災活動の普及・啓発が必要になります。
- 福祉避難所の整備について、個別避難計画の作成により福祉避難所へ避難する対象者を選定する必要があります。
- 避難行動要支援者の支援体制の充実について、以前から避難行動要支援者の個別避難計画の作成が進んでおらず、対象者の要件を見直す必要があります。また、実効性のある計画作成が必要となります。
- ボランティア活動への支援について、社協だよりは年4回なのでフットワークの良い情報発信ができていません。SNS等の新たな情報発信ツールの構築をする必要があります。
- ボランティア活動に取り組む人材の育成について、ボランティアニーズを把握し、地域の支え合い活動と協力体制を構築していく必要があります。また、災害ボランティア人材の育成や新たなボランティアニーズに対する育成支援が必要になります。そのための調査を実施する必要があります。

※緊急通報システム：P80 参照

※福祉避難所：災害時に一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者、妊産婦など、災害時に何らかの支援が必要な人たちに配慮した市町村指定の避難施設のこと。